

富里市民間賃貸住宅の借上げに関する要綱

(平成 23 年 8 月 1 日 告示第 113 号)

(平成 24 年 9 月 28 日 告示第 170 号)

(平成 26 年 2 月 5 日 告示第 18 号)

(平成 26 年 4 月 23 日 告示第 83 号)

改正 平成 26 年 8 月 4 日 告示第 135 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の規定に基づく東日本大震災に係る応急仮設住宅として、富里市（以下「市」という。）が市内の民間賃貸住宅（以下「借上げ住宅」という。）を被害が甚大な岩手県、宮城県及び福島県からの避難者に提供するために必要な事項を定めるものとする。

(市の役割)

第 2 条 市は、借上げ住宅の提供に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 借上げ住宅の申込みに関すること。
- (2) 借上げ住宅の入居許可に関すること。
- (3) 借上げ住宅の所有者との契約に関すること。
- (4) 借上げ住宅の家賃等の支払に関すること。
- (5) 借上げ住宅に係る仲介手数料の支払に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、借上げ住宅の所有者、管理者、関係団体等との調整に関すること。

(借上げ住宅への入居者の要件)

第 3 条 借上げ住宅に入居できる者は、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日（以下「震災日」という。）に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、県内外問わず応急仮設住宅の供与を受けたことのないものとする。

- (1) 岩手県及び宮城県において法の適用を受けた市町村に居住していた者で、震災日以後市内に避難し、法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅の供与を受けることができるもの
- (2) 福島県から震災日以後市内に避難をしてきた者で、震災日に福島県に居住していたもの
- (3) 前各号以外の県外市町村からの避難者に対する借上げ住宅の提供については、千葉県との協議によるものとする。

(対象となる賃貸住宅)

第4条 借上げ住宅の対象となる民間賃貸住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該賃貸住宅が、前条の規定に該当する者に係る応急仮設住宅として使用されることについて、その貸主から同意を得ているものであること。
- (2) 当該賃貸住宅が、貸主と市との入居者の間において賃貸借契約が締結されていること。
- (3) 当該賃貸住宅に係る礼金又は更新手数料(これに準ずるものを含む。)を徴収するものではないこと。
- (4) 当該賃貸住宅の家賃が、1か月当たり7万円(入居者数が5名以上である場合にあつては、10万円)を超えないものであること。
- (5) 当該賃貸住宅に係る仲介業者に支払うべき手数料が、1か月当たりの家賃に0.54を乗じて得た額以下であること。
- (6) 当該賃貸住宅の敷金が、その1か月当たりの家賃と同額以下であり、かつ、その用途が、入居者が退去した場合における当該賃貸住宅の入居者の責に帰すべき事由による修繕に要する費用に充てられるものであること。
- (7) 当該賃貸住宅にエアコン、コンロ、照明器具及び給湯器が設置されていること。
- (8) 共益費用が社会通念上適正な額であること。

(費用負担)

第5条 借上げ住宅に係る費用負担は、次に掲げる費用に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

- (1) 家賃、仲介手数料、敷金及び共益費 市
- (2) 前号の費用以外の費用 入居者

(対象者が既に市内において賃貸住宅に居住している場合における取扱い)

第6条 この要綱が効力を生ずる日前に、対象者が市内の民間賃貸住宅に入居しており、入居者から申出があつた場合において、市長は第4条各号のいずれにも該当するときは、当該民間賃貸住宅を借上げ住宅とすることができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「費用負担」とあるのは、「この要綱に基づき応急仮設住宅とすることとした日以後に発生した費用負担」と読み替えるものとする。

(入居の申込み)

第7条 対象者が借上げ住宅に入居しようとする場合は、富里市借上げ住宅入居申込書(別記第1号様式)に必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(受付期間)

第8条 前条の申込みができる期間は、平成23年8月1日から千葉県が定める当分の間までとする。

(入居の許可)

第9条 市長は、第7条の申込みがあった場合において、第3条及び第4条の規定に適合すると認められるときは、借上げ住宅への入居を許可するものとし、許可の日と同日に賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結するものとする。

2 前項の入居の許可は、富里市借上げ住宅入居許可通知書(別記第2号様式)によるものとする。

3 第1項の賃貸借契約は、富里市借上げ住宅賃貸借契約書(別記第3号様式)によるものとする。

(入居の期間)

第10条 入居期間は、前条第1項の許可の日から1年を限度とする。

2 入居者が、入居期間内に退去できない場合は、入居期間満了日の1か月前までに富里市借上げ住宅入居期間延長申請書(別記第4号様式。以下「延長申請書」という。)により、入居期間の延長を申出ることができる。この場合、市長は、申出の内容を審査し必要と認めたときは、前条第1項の許可の日から2年を限度として承認するものとする。ただし、被災地における復興状況等を踏まえ市長が別に定める日まで延長することができる。

(入居の許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

(1) 入居者が、偽りその他不正な手段により入居の許可を受けたとき。

(2) 入居者が、市長からの指導に従わなかったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、入居の許可を継続することが適当でないと認められるとき。

(借上げ住宅の退去)

第12条 入居者は、借上げ住宅から退去する場合は、退去の1か月前までに富里市借上げ住宅退去届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年9月28日告示第170号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年2月5日告示第18号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 23 日 告示第 83 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。